生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律　指定介護機関指定申請書

生活保護法第５４条の２第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第１４条第４項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。



　　年　　月　　日

前 橋 市 長　宛　　　　　　　　　　　　住　所（〒　　　－　　　）

　　　　　　申請者（開設者）

　　　　　　　　　　　氏　名 （開設者が法人の場合は法人名称、代表者の職・氏名）

■注意事項

１　この書類は、前橋市に直接提出してください。

２　貴機関等が指定された場合には、告示するほか、指定通知書により通知します。

３　指定申請書（生活保護法の指定日が平成２６年７月１日以降のもの）を提出する際は、必ず「誓約書」を添付すること。

* 記載事項

１　同一の「介護保険事業者番号」ごとに、１枚の申請書を使用してください。

２　「事務所名称」欄は、略称等を用いることなく、介護保険法による開設許可または指定を受けた正式な名称を用いて記載してください。

３　「管理者氏名」欄は、現在介護保険法による指定申請中の場合、「申請中」と記載してください。

４　「介護保険事業者番号」欄は、現在介護保険法による指定申請中の場合、「申請中」と記載してください。

５　「医療機関コード等」欄は、医療機関コード、訪問看護ステーション等コード又は薬局コードを記載して下さい。また、複数のコードを有する場合には、そのすべてを記載して下さい。

６　「指定申請」欄は、今回申請する事業については、該当する欄にすべて「〇」を記載して下さい。

７　「生活保護既指定年月日」欄は、既に本法による指定を受けている事業等につき、その指定を受けた年月日を記載して下さい。

８　「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、※１及び※２の事業について、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要となる利用料の額を記載して下さい。

また、「居室の種類」については、ユニット型個室・ユニット型準個室・多床室等、居室の種類を記載して下さい。

９　「申請者（開設者）」には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。